

(案)

令和5年3月 日

文化庁長官
都 倉 俊 一 殿

文化審議会会長
佐 藤 信

図書館等公衆送信補償金の額の認可について（答申）

令和5年諮問第32号で諮問のあった図書館等公衆送信補償金の額の認可については、審議の結果、図書館等公衆送信補償金管理協会からの申請のとおり認可することが適当と議決されましたので、その旨答申します。

この際、同協会においては以下の事項に留意すべきであるとの意見がとりまとりまりましたので、申し添えます。

- ・ 図書館等公衆送信補償金規程（案）附則第2項にある規程の見直しに関する規定を着実に実施すること。特に、同補償金規程（案）は制度の運用実績がない中で当初に適用するものとして検討されたものであることを踏まえ、実際の運用実績と図書館等設置者の意見を十分に考慮し、必要な場合には同補償金規程（案）附則第2項に定めるように規程の実施の日から3年が経過する前においても適時に見直しを検討すること。
- ・ 図書館等公衆送信補償金の額は特定図書館等の利用者が受ける便益を考慮した適正な額である必要がある。図書館等公衆送信補償金規程（案）は現時点で想定されている制度の運用によって利用者が受けることとなる便益を考慮したものと考えられるが、実際の制度の運用状況を見ながら、図書館等の設置者等と協力して利用者が受ける便益の維持・向上に努めること。
- ・ 図書館等公衆送信補償金規程（案）においては補償金の分配に要する費用を考慮して補償金の額の下限が設定されているが、この設定の在り方については、制度の趣旨である国民の情報アクセスの向上等の観点から継続的に検討すること。なお、検討に当たっては、補償金の分配に要した費用の実績その他の制度の運用実績等を勘案すること。